

議案第 31 号

佐倉市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例
を廃止する条例の制定について

佐倉市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃
止する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 19 日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例
を廃止する条例

佐倉市住宅新築資金等貸付事業基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和55年佐倉市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。